

主な指摘事項【認可外保育施設】

区分	項目	指摘内容	文書指摘 件数
認可外	消防設備の点検	消防法に基づき、定期的な消防設備等の点検及び消防署長への報告を行うこと。	12件
認可外	児童の健康診断	児童の健康診断について、継続的に保育している児童は1年に2回（おおむね6月毎）実施すること。 児童の発育チェックについて、身長や体重の測定など基本的な発育チェックを毎月行なうこと。	10件
認可外	職員配置基準	出退勤時間を記録し、勤務時間を明確にすること。 保育に従事する者の数について、主たる開所時間である11時間については、常時、複数配置すること。 保育に従事する者の有資格者の数について、保育に従事する者の必要数の3分の1以上の有資格者を配置すること。	7件
認可外	救命訓練の実施	事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、定期的に訓練を実施すること。	6件
認可外	面積基準	建物その他の設備の規模及び構造（レイアウト及び面積内訳）について、設置届の内容と実態が異なるため、変更届を提出すること。	5件
認可外	避難訓練の実施	避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならないとされているため、年間計画を作成し毎月実施すること。	3件
認可外	保育環境の整備	保育室を2階に設置しているが、階段が1箇所のみであり非常時に避難するための設備が不足している。 避難に有効な設備の整備を行うこと。 調理器具が設置されている調理室は乳幼児が簡単に立ち入ることができないよう区画すること。	3件
認可外	午睡の確認方法	睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察し、記録を残すこと。	3件
認可外	安全点検の実施	保育室内外の安全点検について、保育所の施設状況に沿った点検表等を作成のうえ実施し、記録を残すこと。	3件
認可外	指導計画の内容	保育計画が作成されていない。保育の計画を定め、その計画に基づき保育を実施すること。	2件
認可外	職員の健康診断	職員の健康診断を年1回実施すること。	2件
認可外	アレルギー対応	食物アレルギーのある子どもについては、生活管理指導表等に基づいて対応すること。	2件
認可外	重要事項説明の内容	利用者に対する契約内容の書面等による交付について、記載事項を見直すこと。	2件
認可外	事故防止	事故発生時の記録について、事故の状況及び事故に際して採った処置の記録を残すこと。	2件
認可外	衛生管理	哺乳ビンを使用するごとに洗浄及び滅菌すること。	2件
認可外	プール・水遊び	プール活動や水遊びについて、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者が配置されていることがわかるよう、プール日誌等を作成し記録すること。	1件
認可外	調理従事者等の検便	調理（調乳）に携わる職員について、月1回検便を実施すること。	1件
認可外	虐待防止措置	待防止マニュアルに所管児童相談所の連絡先を記載すること。	1件
認可外	重大事故の報告	治療に要する期間が30日以上を負傷があった事故について、市に報告していない。通知に基づき、事故発生時には速やかに当該事実を市に報告すること。	1件
認可外	予定献立の作成	給食について、食事摂取基準、乳幼児の嗜好を踏まえ献立を作成し、その献立に基づき調理すること。	1件
認可外	重要事項の掲示	施設及びサービスに関する内容の提示について、書面を作成し見やすい場所に掲示すること。	1件

計70件